平成２６年（フ）第４３３号
岐阜県関市春里町２丁目３番33号、前住所岐阜県関市本町５丁目３番地
債務者　白木　久司
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４号
横浜市都筑区川向町982番地　451号
債務者　木村　真悟
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１４５号
北海道北広島市白樺町２丁目８番地３
債務者　佐藤　英子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６１号
北海道江別市野幌屯田町26番地の３
債務者　川本　茂文
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１７８号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番15―202号
債務者　岡田　　稔
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
北海道稚内市富岡１丁目７番12号　広川方
債務者　道下亜弥香
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第２３１号
群馬県高崎市浜川町62番地１
債務者　下田　洋史
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２３２号
群馬県高崎市浜川町62番地１
債務者　下田ふさ子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２号
群馬県高崎市大八木町920番地10　プレヤデス202号
債務者　神　　信子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４８号
埼玉県秩父郡小鹿野町飯田653番地　滝原団地第187号
債務者　金井　一美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
相模原市中央区中央３丁目10番１号　ショコラハイツ102
債務者　松下　厚子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３３９号
相模原市中央区陽光台３丁目15番12号　ドミール陽光台102
債務者　町田　富子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４１号
神奈川県座間市相武台２丁目22番２号　座間市営住宅北相武団地２号棟202
債務者　板垣　幸彦
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４４号
相模原市南区西大沼２丁目33番５号　パサビラティ102号
債務者　織田　美貴
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３４６号
相模原市南区南台４丁目13番18号　カースルK105
債務者　松永　寛樹
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３５１号
相模原市南区麻溝台５丁目５番12号
債務者　村上　友子（旧姓樋口・後藤）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３５４号
神奈川県座間市西栗原２丁目13番35号フォンテーヌ・シャトレⅠ102号
債務者　小林　誠一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部